

令和5年度墨田区議会定例会11月議会提出予定案件（追加）

〈予算〉

- 1 令和5年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和5年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 令和5年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 令和5年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 5 令和5年度墨田区一般会計補正予算
- 6 令和5年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 7 令和5年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 8 令和5年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和5年度墨田区議会定例会11月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 議員報酬の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
議 長	913,000円	922,000円
副 議 長	784,000円	792,000円
委 員 会 委 員 長	649,000円	655,000円
同 副 委 員 長	626,000円	632,000円
そ の 他 の 議 員	607,000円	613,000円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	令和5年度(案)	令和6年度以降(案)
年間支給月数	3.64	3.72(+0.08)	3.72(+0.08)
6月	1.820	1.820(――)	1.860(+0.04)
12月	1.820	1.900(+0.08)	1.860(+0.04)

(2) 施行期日

ア 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 議員報酬の額に係る改正 本年12月1日

ウ 令和6年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和6年4月1日

2 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬の額を次のとおり改定する。

(月額)

区 分	現 行	改 正 案
教 育 委 員 会 委 員	232,000円	234,000円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	293,000円	296,000円
同 委 員	232,000円	234,000円

同	補充員	日額 7,500円	日額 7,600円
	監査委員（議員選出委員）	147,000円	148,000円
同	（識見者選出委員）	293,000円	296,000円

(2) 施行期日

本年12月1日

3 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 給料の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
区 長	1,131,000円	1,142,000円
副 区 長	913,000円	922,000円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	令和5年度(案)	令和6年度以降(案)
年間支給月数	3.64	3.72(+0.08)	3.72(+0.08)
6月	1.820	1.820(——)	1.860(+0.04)
12月	1.820	1.900(+0.08)	1.860(+0.04)

(2) 施行期日

ア 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 給料の額に係る改正 本年12月1日

ウ 令和6年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和6年4月1日

4 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、教育委員会教育長の給料の額を次のとおり改定する。

月額 843,000円 ⇒ 851,000円

※ 教育委員会教育長の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

本年12月1日

5 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、常勤の監査委員の給料の額を次のとおり改定する。

月額 628,000円 ⇒ 634,000円

※ 常勤の監査委員の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

本年12月1日

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の制定（5.4.28公布、5.9.1一部施行）により、所要の規定整備をする。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

7 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、常勤職員の給料表を改定した際の取扱いを会計年度任用職員にも原則として適用するとともに、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を次のとおり改定するほか、勤勉手当の支給対象となる会計年度任用職員を定めるとともに、当該手当の支給月数を次のとおり定める等の改正をする。

	年間支給月数		
	現行	令和5年度(案)	令和6年度以降(案)
期末手当	2.40	2.50(+0.10)	2.40(――)
6月	1.200	1.200(――)	1.200(――)
12月	1.200	1.300(+0.10)	1.200(――)
勤勉手当	――	――	2.25(新設)
6月	――	――	1.125(新設)
12月	――	――	1.125(新設)
合計	2.40	2.50(+0.10)	4.65(+2.25)

(2) 施行期日

- ア 給料表の適用及び本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- イ 令和6年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当に係る改正等 令和6年4月1日

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額の上上げを行う。

・ 勧告の内訳

給与の改定額・・・平均3,722円(0.98%)

給料 3,102円

はね返り 620円

※1 初任給について、民間企業及び国における初任給の動向等を踏まえて上上げを行う。

※2 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の上上げを行う。

2 諸手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

			年間支給月数		
			現行	令和5年度(案)	令和6年度以降(案)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	管理職員 以外の職 員	期末手当	2.40	2.40(――)	2.40(――)
		6月	1.200	1.200(――)	1.200(――)
		12月	1.200	1.200(――)	1.200(――)
		勤勉手当	2.15	2.25(+0.10)	2.25(+0.10)
		6月	1.075	1.075(――)	1.125(+0.050)
	12月	1.075	1.175(+0.100)	1.125(+0.050)	
	合計	4.55	4.65(+0.10)	4.65(+0.10)	
	管理職員	期末手当	2.00	2.05(+0.05)	2.05(+0.05)
		6月	1.000	1.000(――)	1.025(+0.025)
		12月	1.000	1.050(+0.050)	1.025(+0.025)
勤勉手当		2.55	2.60(+0.05)	2.60(+0.05)	
6月		1.275	1.275(――)	1.300(+0.025)	
12月	1.275	1.325(+0.050)	1.300(+0.025)		
合計	4.55	4.65(+0.10)	4.65(+0.10)		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	管理職員 以外の職 員	期末手当	1.35	1.35(――)	1.35(――)
		6月	0.675	0.675(――)	0.675(――)
		12月	0.675	0.675(――)	0.675(――)
		勤勉手当	1.05	1.10(+0.05)	1.10(+0.05)
		6月	0.525	0.525(――)	0.550(+0.025)
	12月	0.525	0.575(+0.050)	0.550(+0.025)	
	合計	2.40	2.45(+0.05)	2.45(+0.05)	
	勤務職 員	期末手当	1.15	1.175(+0.025)	1.175(+0.025)
		6月	0.575	0.575(――)	0.5875(+0.0125)
		12月	0.575	0.600(+0.025)	0.5875(+0.0125)

	管理職員	勤勉手当	1. 2 5	1. 2 7 5 (+0. 0 2 5)	1. 2 7 5 (+0. 0 2 5)
		6月	0. 6 2 5	0. 6 2 5 (—)	0. 6 3 7 5 (+0. 0 1 2 5)
		12月	0. 6 2 5	0. 6 5 0 (+0. 0 2 5)	0. 6 3 7 5 (+0. 0 1 2 5)
		合計	2. 4 0	2. 4 5 (+0. 0 5)	2. 4 5 (+0. 0 5)

※ 令和5年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末・勤勉手当の年間支給月数

・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

4. 5 5月 → 4. 6 5月 (+0. 1 0月)

・定年前再任用短時間勤務職員

2. 4 0月 → 2. 4 5月 (+0. 0 5月)

3 施行期日等

(1) 給料表並びに本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 公布の日

※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

(2) 令和6年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和6年4月1日

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の制定による規定整備 公布の日 (職員の給与に関する条例に限る。)